

☆平成26年度 労働保険年度更新☆

6月に入り、労働保険年度更新の申告時期となりました。27年度の概算で計算した労働保険料を申告・納付する手続きと26年度の確定した労働保険料を精算するために申告・納付する手続きを併せた労働保険年度更新の申告・納付の期限は6月1日(月)から7月10日(金)までとなっております。

期日までに申告書の提出がない場合、政府側で保険料の額を決定し、さらに保険料の10%の追徴金が課される場合がありますので、提出期限に間に合うように早めの申告が必要となります。

概算保険料が40万円以上(労災・雇用保険いずれか成立のみの場合20万円以上)であれば、3回の分割納付まで可能となります。今年の労働保険料の納期は下記の表の通りです。

○平成26年度労働保険料の納期

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	2月2日
口座振替納付日	9月8日	11月14日	2月16日

○労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間で全ての労働者に支払われる賃金の総額に、事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

・労災保険料率

各事業の種類に応じて 3/1,000～103/1,000

・雇用保険料率

事業の種類	保険料率
一般の事業	13.5/1,000
農林水産 清酒製造の事業	15.5/1,000
建設の事業	16.5/1,000

○主な注意点

労災保険料を計算する際の賃金の総額は、短期のアルバイト、パートの方々など事業所に所属している全ての労働者の方が対象となります。

雇用保険料を計算する際の賃金の総額は、退職者も含め対象年度の毎月の給与から雇用保険料を控除している方が対象となります。

○不明点等、また申告の代行業務も承っておりますので何かありましたら、当事務所までご相談ください。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

御礼(回復しています)

先月号で、私の入院、手術について掲載させていただいたところ、多くの方からお見舞いのお電話、メール等をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

未だ100%回復とはいきませんが、お酒も少し飲めるようになりました。ただ、びっくりするくらい弱くなっていました。以前のように飲めるようになるには時間がかかりそうです。(以前のように飲めるようになる必要もないのですが…)

運動ではスイミング、筋トレも徐々に再開いたしました。(回数は以前ほどではありませんが…)

睡眠時間だけはどうしても必要なようで、夜9時を回りますと睡魔が訪れます。入院中の9時消灯が身についてしまったのでしょうか?毎日11時には寝てしまいます。

薬は降圧剤をついに服用しております。今までは散々拒否してきたのですが、こうなっては仕方ありません。しかし、近い将来、別の方法で血圧を抑制し、薬に頼らないようにしたいと思案中です。

ノー残業デー

会計事務所は「半袖を着るようになると暇になる(楽になる)」と言われており、6月に入りやっとその半袖を着る季節となりました。

そこで、毎週水曜日は「ノー残業デー」、さらに毎週金曜日は「リフレッシュデー」として、原則午後6時をもって全社員帰宅しております。

また、その他の曜日についても、極力早く帰宅するように奨励しております。

この期間中に日頃できなかったエクササイズ、趣味や習い事、リラクゼーション・リフレッシュをしてみることが狙いです。

お電話等を頂いた時に「もう帰っちゃったのか!」とお叱りを受けるかもしれませんが、社員の福利厚生の一環ですので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今月の一言

『やってみて「ダメだ」とわかったことと、はじめから「ダメだ」と言われたことは違います。』

大リーガーのイチロー選手は、多くの名言を残していますが、私はこの言葉がいちばん好きです。

やってみてわかったことからしか、人は学べない。リスクを恐れず、チャレンジして行ったからこそ、成功を収めたんですね。